

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県迷惑行為防止条例		
条 例 番 号	昭和 38 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 15 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	警察本部生活安全部生活安全総務課		
条 例 の 概 要	<p>県民及び滞在者の生活の平穏を保持するため、粗暴行為、痴漢や盗撮等の卑わい行為、風俗環境を阻害する行為等の公衆に著しく迷惑をかける行為の防止及び取締り等に関し必要な事項を定めている。</p>		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	本条例は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、刑法、軽犯罪法等の既存法令で対応できない迷惑行為について、補完的に罰則を設けて規制しているものであり、必要な条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で規制する迷惑行為の取締りを推進していることにより、例えば痴漢行為が抑制され、また繁華街における客引きが減少するなどの効果を上げており、安全で安心して暮らせる地域社会を実現する上で有効に機能している。	本条例違反検挙状況 ・H16 年中 816 件 796 人 ・H17 年中 847 件 833 人 ・H18 年中 893 件 870 人 ・H19 年中 980 件 956 人 ・H20 年中 753 件 739 人
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	平成 18 年に、時代に即した新たな迷惑行為を盛り込み、本条例を抜本的に改正したものであり、これにより迷惑行為が抑止されて治安回復が図られており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、迷惑行為を規制し、県民及び滞在者の生活の平穏を保持するためのものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性  （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、迷惑行為を防止するために、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</p> 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	⑦ 無